

(著作権法の一部を改正する法律の一部改正)
 第十七条 著作権法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。
 附則第七条第一項中「有償著作物等」を「録音録画有償著作物等」に、「新法第百十九条第三項」を「著作権法第百十九条第三項」に改める。
 附則第八条中「有償著作物等」を「録音録画有償著作物等」に改める。

内閣総理大臣 安倍 晋三
 財務大臣 麻生 太郎
 文部科学大臣 松野 博一
 厚生労働大臣 塩崎 恭久
 農林水産大臣 山本 有二
 経済産業大臣 世耕 弘成

部落差別の解消の推進に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十八年十二月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第九号

部落差別の解消の推進に関する法律

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

総務大臣 山本 早苗
 法務大臣 金田 勝年
 文部科学大臣 松野 博一
 内閣総理大臣 安倍 晋三

民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十八年十二月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第十号

民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律

第一章 総則(第一条―第五条)
 第二章 民間あつせん機関の許可等(第六条―第二十二条)
 第三章 養子縁組のあつせんに係る業務(第二十三条―第三十六条)
 第四章 雑則(第三十七条―第四十三条)
 第五章 罰則(第四十四条―第四十七条)
 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、養育者との永続的な関係に基づいて行われる家庭における養育を児童に確保する上で養子縁組のあつせん事業が果たす役割の重要性に鑑み、養子縁組のあつせん事業を行う者について許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置を講ずることにより、民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護を図るとともに、あわせて民間あつせん機関による適正な養子縁組のあつせんの促進を図り、もって児童の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 児童 十八歳に満たない者をいう。
- 二 養親希望者 養子縁組によつて養親となることを希望する者をいう。
- 三 養子縁組のあつせん 養親希望者と児童との間の養子縁組をあつせんすることをいう。
- 四 養子縁組のあつせん事業 養子縁組のあつせんに業として行うことをいう。
- 五 民間あつせん機関 第六条第一項の許可を受けて養子縁組のあつせん事業を行う者をいう。

(児童の最善の利益等)

第三条 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに、児童の福祉に関する専門的な知識及び技術に基づいて児童の最善の利益を最大限に考慮し、これに適合するように行われなければならない。

2 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに、可能な限り日本国内において児童が養育されることとなるよう、行われなければならない。

(民間あつせん機関及び児童相談所の連携及び協力)
第四条 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんについては、当該民間あつせん機関並びに他の民間あつせん機関及び児童相談所は、児童の最善の利益に資する観点から、養子縁組のあつせんに必要な情報を共有すること等により相互に連携を図りながら協力するように努めなければならない。

(児童等の個人情報の取扱い)
第五条 民間あつせん機関は、その業務に関し、児童、児童の父母(児童の出生により当該児童の父母となるべき者を含む。以下同じ)、養親希望者その他の関係者の個人情報(以下この条において「児童等の個人情報」という。)を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、その業務の目的の達成に必要な範囲内で児童等の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

2 民間あつせん機関は、児童等の個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。
第二章 民間あつせん機関の許可等
(許可)
第六条 国、都道府県及び市町村以外の者は、養子縁組あつせん事業を行うときは、当該養子縁組あつせん事業を行うおとす事業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 法人にあつては、その役員の名簿及び住所
三 養子縁組あつせん事業を行う事業所の名称及び所在地
四 第三十六条第一項の規定により選任する養子縁組あつせん責任者の氏名及び住所並びに経歴
五 その他厚生労働省令で定める事項

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 法人にあつては、定款その他の基本約款を記載した書類
二 養子縁組あつせん事業の実施方法を記載した書類
三 養子縁組あつせん事業を行う事業所ごとの当該養子縁組あつせん事業に係る事業計画書
四 申請者の財産目録、貸借対照表、収支計算書又は損益計算書その他の当該申請に係る養子縁組あつせん事業を行うのに必要な経理的基礎を有することを明らかにする書類であつて厚生労働省令で定めるもの
五 養子縁組のあつせんに関し手数料を徴収する場合にあつては、当該手数料の算定の基準を記載した書類であつて厚生労働省令で定めるもの
六 その他厚生労働省令で定める書類
(許可の基準等)

第七条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の許可をしなければならない。
一 養子縁組あつせん事業を行うのに必要な経理的基礎を有すること。
二 養子縁組あつせん事業を行う者(その者が法人である場合にあつては、その経営を担当する役員)が社会的信望を有すること。
三 申請者が社会福祉法人、医療法人その他厚生労働省令で定める者であること。
四 養子縁組あつせん事業の経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。
五 営利を目的として養子縁組あつせん事業を行うおとすものでないこと。

六 脱税その他不正の目的で養子縁組あつせん事業を行うおとすものでないこと。
七 個人情報等を適正に管理し、及び児童、児童の父母、養親希望者その他の関係者の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。
八 前各号に定めるもののほか、申請者が、養子縁組あつせん事業を適正に遂行することができる能力を有すること。
2 都道府県知事は、前条第一項の許可のための審査に当たっては、厚生労働省令で定めるところにより、申請に係る養子縁組あつせん事業の実施に係る体制について申請者に対し説明を求め、及び実地の調査を行うものとする。
(許可の欠格事由)
第八条 都道府県知事は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第六条第一項の許可をしてはならない。
一 成年被後見人又は被保佐人
二 破産者で復権を得ないもの
三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わらぬ、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
四 この法律、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者
五 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第二条に規定する児童虐待又は児童福祉法第三十三条の十に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者
六 第十六条第一項の規定により養子縁組あつせん事業の許可を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者
七 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
八 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
(手数料)
第九条 民間あつせん機関は、厚生労働省令で定める種類の手数を徴収する場合を除き、養子縁組のあつせんに関し、いかなる名称でも、実費その他の手数料又は報酬を受けてはならない。
2 民間あつせん機関は、厚生労働省令で定めるところにより、養子縁組のあつせんに関する手数料の額その他養子縁組のあつせんに係る業務に関しあらかじめ関係者に対して知らせることが適当であるものとして厚生労働省令で定める事項に関し、情報の提供を行わなければならない。
(許可証)
第十条 都道府県知事は、第六条第一項の許可をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、養子縁組あつせん事業を行う事業所に、許可証を交付しなければならない。
2 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を、養子縁組あつせん事業を行う事業所ごとに備え付けるとともに、関係者から請求があつたときは提示しなければならない。
3 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、又は当該許可証が滅失したときは、速やかにその旨を都道府県知事に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。
(許可の条件)
第十一条 第六条第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。
2 前項の条件は、第六条第一項の許可の趣旨に照らして、又は当該許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

六 脱税その他不正の目的で養子縁組あつせん事業を行うおとすものでないこと。
七 個人情報等を適正に管理し、及び児童、児童の父母、養親希望者その他の関係者の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。
八 前各号に定めるもののほか、申請者が、養子縁組あつせん事業を適正に遂行することができる能力を有すること。
2 都道府県知事は、前条第一項の許可のための審査に当たっては、厚生労働省令で定めるところにより、申請に係る養子縁組あつせん事業の実施に係る体制について申請者に対し説明を求め、及び実地の調査を行うものとする。
(許可の欠格事由)
第八条 都道府県知事は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第六条第一項の許可をしてはならない。
一 成年被後見人又は被保佐人
二 破産者で復権を得ないもの
三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わらぬ、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
四 この法律、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者
五 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第二条に規定する児童虐待又は児童福祉法第三十三条の十に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者
六 第十六条第一項の規定により養子縁組あつせん事業の許可を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者
七 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
八 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
(手数料)
第九条 民間あつせん機関は、厚生労働省令で定める種類の手数を徴収する場合を除き、養子縁組のあつせんに関し、いかなる名称でも、実費その他の手数料又は報酬を受けてはならない。
2 民間あつせん機関は、厚生労働省令で定めるところにより、養子縁組のあつせんに関する手数料の額その他養子縁組のあつせんに係る業務に関しあらかじめ関係者に対して知らせることが適当であるものとして厚生労働省令で定める事項に関し、情報の提供を行わなければならない。
(許可証)
第十条 都道府県知事は、第六条第一項の許可をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、養子縁組あつせん事業を行う事業所に、許可証を交付しなければならない。
2 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を、養子縁組あつせん事業を行う事業所ごとに備え付けるとともに、関係者から請求があつたときは提示しなければならない。
3 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、又は当該許可証が滅失したときは、速やかにその旨を都道府県知事に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。
(許可の条件)
第十一条 第六条第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。
2 前項の条件は、第六条第一項の許可の趣旨に照らして、又は当該許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

(許可の有効期間等)

第十二条 第六条第一項の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して三年とする。

2 前項に規定する許可の有効期間(当該許可の有効期間)についてはこの項の規定により更新を受けたときにあつては、当該更新を受けた許可の有効期間の満了後引き続き当該許可に係る養子縁組あつせん事業を行おうとする者は、許可の有効期間の更新を受けなければならない。

3 都道府県知事は、前項に規定する許可の有効期間の更新の申請があつた場合において、当該申請が第七條第一項各号に掲げる基準に適合していると認めるときは、当該許可の有効期間の更新をしなければならない。

4 第二項の規定によりその更新を受けた場合における第六條第一項の許可の有効期間は、当該更新前の許可の有効期間が満了する日の翌日から起算して五年とする。

5 第六條第二項及び第三項、第七條第二項並びに第八條(第六号を除く。)の規定は、第二項に規定する許可の有効期間の更新について準用する。

(変更の届出)

第十三条 民間あつせん機関は、第六條第二項各号に掲げる事項(厚生労働省令で定めるものを除く。)に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、当該変更に係る事項が養子縁組あつせん事業を行う事業所の新設に係るものであるときは、当該事業所に係る事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により養子縁組あつせん事業を行う事業所の新設に係る変更の届出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該新設に係る事業所の数に応じ、許可証を交付しなければならない。

3 民間あつせん機関は、第一項の規定による届出をする場合において、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、厚生労働省令で定めるところにより、その書換えを受けなければならない。

(事業の廃止)
第十四条 民間あつせん機関は、養子縁組あつせん事業を廃止したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、第六條第一項の許可は、その効力を失う。

(改命令)

第十五条 都道府県知事は、民間あつせん機関が、その業務に関しこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反した場合において、当該業務の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、当該民間あつせん機関に対し、当該業務の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(許可の取消し等)

第十六条 都道府県知事は、民間あつせん機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第六條第一項の許可を取り消すことができる。

一 第八條各号(第六号を除く。)のいずれかに該当しているとき。

二 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分違反したとき。

三 第十一条第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

2 都道府県知事は、民間あつせん機関が前項第二号又は第三号に該当するときは、期間を定めて養子縁組あつせん事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(名義貸しの禁止)

第十七条 民間あつせん機関は、自己の名義をもって、他人に養子縁組あつせん事業を行わせてはならない。

(帳簿の備付け等)

第十八条 民間あつせん機関は、厚生労働省令で定めるところにより、養子縁組あつせんに係る業務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

(帳簿の引継ぎ)
第十九条 民間あつせん機関は、第六條第一項の規定により第六條第一項の許可を取り消されたとき、第十二條第二項の規定による許可の有効期間の更新を受けなかつたとき又は養子縁組あつせん事業を廃止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その保存に係る前条の帳簿を、都道府県知事又は他の民間あつせん機関に引き継がなければならない。

2 前項の規定により同項の帳簿の引継ぎを受けた民間あつせん機関は、厚生労働省令で定めるところにより、その帳簿を保存しなければならない。

(事業報告)
第二十条 民間あつせん機関は、厚生労働省令で定めるところにより、養子縁組あつせん事業を行う事業所ごとの養子縁組あつせん事業に係る事業報告書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

(業務の質の評価等)
第二十一条 民間あつせん機関は、その行う養子縁組あつせんに係る業務の質について、自ら評価を行うとともに、厚生労働省令で定めるところにより、評価機関(養子縁組あつせんに係る業務についての評価を行う機関として厚生労働省令で定める者をいう。)による評価を受け、それらの結果を公表しなければならない。

2 民間あつせん機関は、前項の評価の結果に基づき、養子縁組あつせんに係る業務の改善を図るため必要な措置を講ずよう努めなければならない。

(民間あつせん機関に対する支援)
第二十二条 国又は地方公共団体は、民間あつせん機関を支援するために必要な財政上の措置、養子縁組あつせんに係る業務に従事する者に対する研修その他の措置を講ずることができる。

第三章 養子縁組あつせんに係る業務

(相談支援)
第二十三条 民間あつせん機関は、養子縁組あつせんに関し、児童の父母、児童の父母以外の者が児童を現に監護するもの、養親希望者、児童等を支援するため、これらの者に対し、専門的な知識及び技術に基づいて、面会の方法により相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

(養親希望者による養子縁組あつせんの申込み等)
第二十四条 民間あつせん機関は、養親希望者から養子縁組あつせんの申込みがあつた場合において、その申込みの内容が法令に違反するとき又は当該養親希望者による児童の監護が著しく困難若しくは不適当であることが明らかであるときは、その申込みに係る契約を締結してはならない。

2 民間あつせん機関は、養親希望者から養子縁組あつせんの申込みがあつたときは、次に掲げる事項を、厚生労働省令で定めるところにより、確認しなければならない。

一 養親希望者の氏名、生年月日、性別及び住所

二 養親希望者の同居人がある場合にあつては、当該同居人の氏名、生年月日及び性別並びに養親希望者との関係

三 養親希望者の職業、収入及び経歴

四 養親希望者の居住する住宅の状況その他家庭の状況

五 その他厚生労働省令で定める事項

3 民間あつせん機関は、あらかじめ、養子縁組あつせんの申込みをする養親希望者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、養子縁組あつせんに関する手数料の種類及び額を明示しなければならない。

(児童の父母等による養子縁組のあっせんの申込み等)

第二十五条 民間あっせん機関は、児童の父若しくは母(児童の出生により当該児童の父又は母となすべき者を含む)又は児童の父母以外の者であつて児童についての監護の権利を有するもの(児童の出生により当該児童についての監護の権利を有する者となるべき者を含む。以下同じ)から児童のためにする養子縁組のあっせんの申込みがあつたときは、正当な理由がなければ、その申込みに係る契約の締結を拒んでならない。

2 民間あっせん機関は、児童のためにする養子縁組のあっせんの申込みがあつたときは、次に掲げる事項を、厚生労働省令で定めるところにより、確認しなければならない。

- 一 養子縁組のあっせんの申込みをした者の氏名、生年月日及び住所並びに児童との関係
- 二 児童の氏名、生年月日、性別及び住所
- 三 児童の父母の氏名、生年月日及び住所
- 四 前号に掲げる者以外に児童の法定代理人(児童の出生により当該児童の法定代理人となるべき者を含む。以下同じ)又は児童についての監護の権利を有する者があつたときは、その者の氏名、生年月日及び住所
- 五 児童の監護の状況
- 六 その他厚生労働省令で定める事項

(養子縁組のあっせんを受けることができない養親希望者)

第二十六条 民間あっせん機関は、養親希望者が次のいずれかに該当する者であるとき又はその同居人が第二号から第四号までのいずれかに該当する者であるときは、当該養親希望者に対する養子縁組のあっせんを行つてはならない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 この法律、児童福祉法、児童買取り、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの及び罰金の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 四 児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待又は児童福祉法第三十三条の十に規定する被措置児童虐待等を行つた者その他児童の福祉に著しく不適当な行為をした者
- 五 児童の養育を適切に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修として厚生労働省令で定めるものを修了していない者
- 六 第二十四条第二項又は第三十条の規定による確認に協力することについて同意しない者(児童の父母等の同意)

第二十七条 民間あっせん機関は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七条の二第一項に規定する特別養子縁組(以下「特別養子縁組」という)に係る養子縁組のあっせんの申込みを行うときは、養親希望者の選定に先立ち、養親希望者の選定を行うことについて、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる者から同意を得なければならない。

- 一 当該養子縁組のあっせんに係る児童の父母
- 二 前号に掲げる者以外に当該養子縁組のあっせんに係る児童についての監護の権利を有する者があつたときは、当該者
- 三 民間あっせん機関は、十五歳未満の児童を養子とする養子縁組(特別養子縁組を除く。第五項及び第八項において同じ)に係る養子縁組のあっせんの申込みを行うときは、養親希望者の選定に先立ち、養親希望者の選定を行うことについて、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる者から同意を得なければならない。

一 当該養子縁組のあっせんに係る児童の法定代理人
二 前号に掲げる者以外に当該養子縁組のあっせんに係る児童の父又は母でその監護をすべき者であるものがあつたときは、当該父又は母

三 当該養子縁組のあっせんに係る児童の父又は母で親権を停止されているものがあつたときは、当該父又は母

3 民間あっせん機関は、十五歳以上の児童を養子とする養子縁組に係る養子縁組のあっせんの申込みを行うときは、養親希望者の選定に先立ち、養親希望者の選定を行うことについて、厚生労働省令で定めるところにより、当該養子縁組のあっせんに係る児童から同意を得なければならない。

4 民間あっせん機関は、特別養子縁組に係る養子縁組のあっせんの申込みを行うときは、養親希望者と児童との面会に先立ち、養親希望者と児童が面会することについて、当該養子縁組のあっせんに係る児童の出生後に、厚生労働省令で定めるところにより、第一項各号に掲げる者から同意を得なければならない。

5 民間あっせん機関は、十五歳未満の児童を養子とする養子縁組に係る養子縁組のあっせんの申込みを行うときは、養親希望者と児童との面会に先立ち、養親希望者と児童が面会することについて、当該養子縁組のあっせんに係る児童の出生後に、厚生労働省令で定めるところにより、第二項各号に掲げる者から同意を得なければならない。

6 民間あっせん機関は、十五歳以上の児童を養子とする養子縁組に係る養子縁組のあっせんの申込みを行うときは、養親希望者と児童との面会に先立ち、養親希望者と児童が面会することについて、厚生労働省令で定めるところにより、当該養子縁組のあっせんに係る児童から同意を得なければならない。

7 民間あっせん機関は、特別養子縁組に係る養子縁組のあっせんの申込みを行うときは、養親希望者による養子縁組の成立前の児童の養育(以下「縁組成立前養育」という)に先立ち、縁組成立前養育を行うことについて、当該養子縁組のあっせんに係る児童の出生後に、厚生労働省令で定めるところにより、第一項各号に掲げる者から同意を得なければならない。

8 民間あっせん機関は、十五歳未満の児童を養子とする養子縁組に係る養子縁組のあっせんに際し、縁組成立前養育を行わなければならないときは、縁組成立前養育に先立ち、縁組成立前養育を行うことについて、当該養子縁組のあっせんに係る児童の出生後に、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる者から同意を得なければならない。

- 一 当該養子縁組のあっせんに係る児童の法定代理人
- 二 当該養子縁組のあっせんに係る児童の父又は母で親権を停止されているものがあつたときは、当該父又は母
- 三 第一号に掲げる者以外に当該養子縁組のあっせんに係る児童についての監護の権利を有する者があつたときは、当該者

9 民間あっせん機関は、十五歳以上の児童を養子とする養子縁組に係る養子縁組のあっせんに際し、縁組成立前養育を行わなければならないときは、縁組成立前養育に先立ち、縁組成立前養育を行うことについて、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる者から同意を得なければならない。

- 一 当該養子縁組のあっせんに係る児童
- 二 当該養子縁組のあっせんに係る児童についての監護の権利を有する者

10 民間あっせん機関は、前各項の同意を得るに当たっては、あらかじめ、これらの規定により同意を得なければならないこととされている者に対し、その置かれている状況等を勘案し、専門的な知識及び技術に基づいて、面会等の方法により相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を十分に行わなければならない。

11 第一項から第九項までの規定は、民間あっせん機関が、これらの規定により同意を得なければならないこととされている者から、第一項から第九項までの同意を同時に得ることを妨げるものではない。

12 第一項から第九項までの同意をした者は、養子縁組のあっせんに係る児童についてその養子縁組が成立するまでの間、いつでも、厚生労働省令で定めるところにより、その同意を撤回することができる。

(養子縁組のあつせんに係る児童の養育)
 第二十八條 民間あつせん機関は、養子縁組のあつせんに係る児童についての監護の権利を有する者から当該児童を委託された場合には、養親希望者が当該児童の養育を開始するまでの間、当該児童が適切に養育されるよう必要な措置を講じなければならない。

(縁組成立前養育)

第二十九條 民間あつせん機関は、特別養子縁組に係る養子縁組のあつせんを受けることを養親希望者が希望する場合には、養親希望者に縁組成立前養育を行わせなければならない。

2 民間あつせん機関は、養親希望者に縁組成立前養育を行わせようとするときは、養親希望者から、次に掲げる事項について、書面による同意を得なければならない。

一 民間あつせん機関から、第三十二條第一項又は第二項の規定による報告を行うための協力その他児童の監護の状況等を把握するための協力を求められたときは、その求めに応ずること。

二 民間あつせん機関から、第五項の規定により縁組成立前養育の中止を求められたときは、当該縁組成立前養育を中止し、児童を民間あつせん機関に引き渡すこと。

三 その他厚生労働省令で定める事項

3 民間あつせん機関は、縁組成立前養育が行われている場合には、養親希望者及び児童に対して面会の方法により相談に応ずること等により、適時かつ適切に縁組成立前養育における監護の状況等を把握するよう努めなければならない。

4 民間あつせん機関は、縁組成立前養育が行われている場合において、縁組成立前養育における監護の状況等を踏まえ、養親希望者と児童との間で養子縁組を成立させることが児童の最善の利益に適合すると認めるに至ったときは、養親希望者に対し、養子縁組を成立させるために必要な手続をとるよう指導及び助言を行うものとする。

5 民間あつせん機関は、次に掲げる場合には、縁組成立前養育の中止を求めなければならない。

一 縁組成立前養育における監護の状況等を踏まえ、養親希望者と児童との間で養子縁組を成立させることが児童の最善の利益に適合しないと認めるに至ったとき。

二 第二十七條第七項から第九項までの同意が撤回されたとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、児童と養親希望者との間で養子縁組が成立する見込みがないこと等により、縁組成立前養育を継続させることが相当でないと認めるに至ったとき。

(養子縁組の成否等の確認)
 第三十條 民間あつせん機関は、その行った養子縁組のあつせんに関し、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一 養子縁組を成立させるために必要な手続の開始の有無

二 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否

三 前号の養子縁組が成立した場合において、その成立の日から六月間における当該養子縁組に係る児童の監護の状況その他厚生労働省令で定める事項

(縁組成立前養育の中止に伴う児童の保護に関する措置)
 第三十一條 民間あつせん機関は、第二十九條第五項の規定により養親希望者に対して縁組成立前養育の中止を求めたときは、養親希望者から児童の引渡しを受けて、当該児童についての監護の権利を有する者に引き渡すこと、児童相談所に児童福祉法第二十五條第一項の規定による通告を行うことその他の児童の保護のための適切な措置を講ずるものとする。

(都道府県知事への報告)
 第三十二條 民間あつせん機関は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に掲げる事項を、その事由が生じた日から一月以内に、都道府県知事に報告しなければならない。

一 養親希望者との養子縁組のあつせんに係る契約の締結 第二十四條第二項第一号及び第二号に掲げる事項

二 縁組成立前養育の開始 第二十四條第二項第三号から第五号までに掲げる事項、第二十五條第二項各号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項

三 第二十九條第五項各号に掲げる事由(縁組成立前養育が行われている場合に限る。) 当該事由の内容その他厚生労働省令で定める事項

四 養子縁組を成立させるために必要な手続の開始 第二号に掲げる事項(縁組成立前養育が行われていない場合に限る。)その他厚生労働省令で定める事項

五 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否の確認 当該養子縁組の成否その他厚生労働省令で定める事項

2 民間あつせん機関は、養子縁組の成立の日から六月が経過したときは、その経過した日から一月以内に、第三十條第三号に掲げる事項を都道府県知事に報告しなければならない。

3 民間あつせん機関は、その養子縁組のあつせんに係る養親希望者が児童の養育を開始したときは、その養育を開始した日から一月以内に、当該児童の居住地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

(養子縁組の成立後の支援)
 第三十三條 民間あつせん機関は、その行った養子縁組のあつせんについて、養子縁組の成立後において、養子となつた者、養親となつた者又は養子となつた者の実父若しくは実母を支援するため、その求めに応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(養親希望者等への情報の提供)
 第三十四條 民間あつせん機関は、その養子縁組のあつせんに係る児童について養親希望者又は養親となつた者(以下この条において「養親希望者等」という。)による養育が開始されるまでに、当該養親希望者等に対し、当該児童の心身の状況に関し、当該児童の養育に必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提供しなければならない。

2 民間あつせん機関は、養親希望者等に対し、養子縁組のあつせんに係る児童の父母に関する情報(当該児童との養子縁組を成立させるために必要な手続をとる際に必要な情報を除く。)として厚生労働省令で定めるものを提供してはならない。

(秘密を守る義務等)
 第三十五條 民間あつせん機関及びその代理人、使用人その他の従業者は、正当な理由なく、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしてはならない。民間あつせん機関及びその代理人、使用人その他の従業者でなくなった後においても、同様とする。

2 民間あつせん機関及びその代理人、使用人その他の従業者は、前項の秘密のほか、その業務に関して知り得た個人情報、みだりに他人に知らせてはならない。民間あつせん機関及びその代理人、使用人その他の従業者でなくなった後においても、同様とする。

(養子縁組あつせん責任者)
 第三十六條 民間あつせん機関は、事業所ごとに、当該事業所に係る養子縁組のあつせんに係る業務を適正に実施するため、養子縁組あつせん責任者を選任しなければならない。

2 養子縁組あつせん責任者は、第八條第一号から第七号までに該当しない者であつて養子縁組あつせん事業に関する熱意及び能力を有し、かつ、社会福祉士その他の厚生労働省令で定める資格又は経験を有するものでなければならない。

第四章 雑則
 (指針)
 第三十七條 厚生労働大臣は、民間あつせん機関が適切に養子縁組のあつせんに係る業務を行うために必要な指針を公表するものとする。

第三十八條 都道府県知事は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、民間あつせん機関に対し、その業務の適正な運営を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

(報告及び検査)

第三十九条 都道府県知事は、この法律を施行するために必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、民間あつせん機関に対し、必要な事項を報告させることができる。
2 都道府県知事は、この法律を施行するために必要な限度において、所属の職員に、民間あつせん機関の事業所その他の施設に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(養子縁組のあつせんに係る制度の周知)
第四十条 国及び地方公共団体は、児童に対する養育者との永続的な関係に基づいて行われる家庭における養育の機会の確保に資するよう、養子縁組のあつせんに係る制度の周知のための措置を講ずるものとする。

(大都市等の特例)
第四十一条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この条において「中核市」という。)並びに児童福祉法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市(以下この条において「児童相談所設置市」という。)においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市(以下この条において「指定都市等」という。)が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

(経過措置の命令への委任)
第四十二条 この法律の規定に基づき政令又は厚生労働省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ政令又は厚生労働省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(厚生労働省令への委任)
第四十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

第五章 罰則
第四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
一 第六条第一項の許可を受けずに養子縁組あつせん事業を行った者
二 偽りその他不正の行為により、第六条第一項の許可又は第十二条第二項の規定による許可の有効期間の更新を受けた者
三 第十六条第二項の規定による事業の停止の命令に違反した者
四 第十七条の規定に違反した者
四十五 次条の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
一 第九条第一項の規定に違反した者
二 第十五条の規定による命令に違反した者
四十六 次条の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一 第六条第二項(第十二条第五項において準用する場合を含む。)(に規定する申請書又は第六条第三項(第十二条第五項において準用する場合を含む。)(に規定する書類に虚偽の記載をして提出した者
二 第十三条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同項に規定する書類に虚偽の記載をして提出した者
三 第十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第十八条の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は同条若しくは第十九条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者
五 第三十二条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第三項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者
六 第三十五条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者
七 第三十六条第一項の規定に違反した者
八 第三十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
九 第三十九条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
第四十七条 法人の代表者若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第四条第一項及び第六条の規定 公布の日
二 附則第三条の規定 公布の日から起算して一年九月を超えない範囲内において政令で定める日
三 第二十一条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日
(経過措置)
第二条 この法律の施行の際現に養子縁組のあつせんに業として行っている国、都道府県及び市町村以外の者であつて、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第六十九条第一項の規定による届出をしていないものについては、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して六月を経過する日までの間(その者が当該期間内に第六条第一項の許可の申請をした場合は施行日前に次条第一項の規定による許可の申請をした場合において、当該期間内に許可の拒否の処分があつたときは当該処分があつた日までの間、当該期間を経過したときはこれらの申請について許可又は許可の拒否の処分があるまでの間)、第六条第一項の許可を受けず、引き続き養子縁組のあつせんに業として行うことができる。

(施行前の準備)
第三条 第六条第一項の許可を受けようとする者は、施行日前においても、同条第二項及び第三項の規定の例により、その許可の申請をすることができる。
2 都道府県知事は、前項の規定による許可の申請があつた場合には、施行日前においても、第七条及び第八条の規定の例により、その許可をすることができる。この場合において、その許可を受けた者は、施行日において第六条第一項の許可を受けたものとみなす。
3 第一項の規定による許可の申請書又はこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者は、三十万円以下の罰金に処する。
4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

(検討)
第四条 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに業として行つた者に対する当該養子縁組のあつせんに関する情報の開示等の制度の在り方については、この法律の公布後三年を目途として、検討が加えられ、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。
2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(社会福祉法の一部改正)

第五条 社会福祉法の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二号の二の次に次の一号を加える。

二の三 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律(平成二十八年法律第百十号)に規定する養子縁組あつせん事業(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

厚生労働大臣 塩崎 恭久
内閣総理大臣 安倍 晋三

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十八年十二月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第百十一号

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 基本計画等(第八条・第九条)

第三章 基本的施策(第十条―第十四条)

第四章 建設工事従事者安全健康確保推進会議(第十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国民の日常生活及び社会生活において建設業の果たす役割の重要性、建設業における重大な労働災害の発生状況を踏まえ、公共工事のみならず全ての建設工事について建設工事従事者の安全及び健康の確保を図ることが等しく重要であることに鑑み、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、基本理念を定め、並びに国、都道府県及び建設業者等の責務を明らかにするとともに、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の基本となる事項を定めること等により、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって建設業の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「建設工事」とは、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二条第一項に規定する建設工事をいう。

2 この法律において「建設工事従事者」とは、建設工事に従事する者をいう。

3 この法律において「建設業者」とは、建設業法第二条第三項に規定する建設業者をいう。

4 この法律において「建設業者等」とは、建設業者及び建設業法第二十七条の三十七に規定する建設業者団体をいう。

(基本理念)

第三条 建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の請負契約において適正な請負代金の額、工期等が定められることにより、行われなければならない。

2 建設工事従事者の安全及び健康の確保は、このために必要な措置が建築物等の設計、建設工事の施工等の各段階において適切に講ぜられることにより、行われなければならない。

3 建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事従事者の安全及び健康に関する建設業者等及び建設工事従事者の意識を高めることにより、安全で衛生的な作業の遂行が図られることを旨として、行われなければならない。

4 建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上が図られることを旨として、行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次条及び第六条において「基本理念」という。)のっとり、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(都道府県の責務)

第五条 都道府県は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、当該都道府県の区域の実情に応じた建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(建設業者等の責務)

第六条 建設業者等は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、建設工事従事者の安全及び健康の確保のために必要な措置を講ずるとともに、国又は都道府県が実施する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策に協力する責務を有する。

(法制上の措置等)

第七条 政府は、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

(基本計画)

第八条 政府は、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画(以下この条及び次条第一項において「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策についての基本的な方針

二 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、前項の規定により基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 政府は、第一項の規定により基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 政府は、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する状況の変化を勘案し、並びに建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(都道府県計画)

第九条 都道府県は、基本計画を勘案して、当該都道府県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画(次項において「都道府県計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

2 都道府県は、都道府県計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。